

# 京都府における自転車の活用推進について

---

🌀 国の動き

平成28年12月9日

○自転車活用推進法の成立 (※議員立法、衆・参とも全会一致)



平成28年12月16日

○自転車活用推進法の公布



平成29年5月1日

○自転車活用推進法の施行 (自転車活用推進本部発足、事務局設置)



平成30年6月8日

○**自転車活用推進計画** 閣議決定

平成30年8月23日

○**地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)** 策定

国 自転車活用推進計画の概要



1. 総論

- |  |                                     |                  |
|--|-------------------------------------|------------------|
| (1) 自転車活用推進計画の位置付け<br>自転車活用推進法 <sup>※</sup> に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画 | (2) 計画期間<br>長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで | (3) 自転車を巡る現状及び課題 |
|--|-------------------------------------|------------------|

※自転車活用推進法（議員立法）  
2016年12月9日成立  
（衆・参とも全会一致）  
2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進  
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数  
【実績値】0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)  
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク構成市町村数  
【実績値】1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進  
【指標】サイクルポートの設置数 【実績値】852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のI・T化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 自転車通勤の促進  
【指標】通勤目的の自転車分担率 【実績値】15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出  
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数  
【実績値】0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進  
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率  
【実績値】29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)  
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数<sup>※</sup> 【実績値】480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度) ※(12-17)号(警視庁)
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進  
【指標】自転車技士の資格取得者数<sup>※</sup>  
【実績値】80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度) ※(12,14)号(警視庁)
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。  
【指標】交通安全について指導している学校の割合  
【実績値】99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
18. 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講ずる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- |   |  |
|---|--|
| (1) 関係者の連携・協力<br>(2) 計画のフォローアップと見直し<br>(3) 調査・研究、広報活動等<br>(4) 財政上の措置等 | (5) 附則に対する今後の取扱方針<br>＞道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討<br>＞自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討 |
|---|--|

---

---

地方版自転車活用推進計画  
策定の手引き（案）

---

---

国土交通省 自転車活用推進本部  
2018年8月



目次

はじめに	1
1. 地方版推進計画の策定の位置付け、策定主体	2
(1) 地方版推進計画策定の位置付け	2
(2) 地方版推進計画の策定主体	3
2. 検討体制、策定手順	4
(1) 検討体制	4
(2) 策定手順	4
3. 計画の構成	6
4. 計画の標準的な記載内容と策定手法	7
(1) 計画の目的・区域・期間、計画の位置付け	7
(2) 現状及び課題、計画の目標	10
(3) 実施すべき施策、実施スケジュール	12
(4) 計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法	13

### ○地方版推進計画策定の位置づけ

地方版推進計画は、各地方公共団体における自転車に関する施策に関する最上位計画として位置づけるものである。

### ○目的の設定

地方版推進計画の目的は、国の推進計画の目標、基本的な考え方を踏まえ、各地方公共団体の抱える課題や有する地域特性・地域資源を活かした自転車活用の方向性として検討する。

### ○期間の設定

地方版推進計画の計画期間については、国の推進計画との整合を図り2020年度とする、もしくは、より長期の期間を設定することが望ましい。その際は、地方公共団体における関連計画の計画期間も踏まえ設定することも考えられる。

### ○国の推進計画との関連

都道府県は、国の推進計画を勘案するとともに、周辺の地方版推進計画との整合を図り計画を定める必要がある。

## ⊗ 京都府における自転車の活用推進

# ⊗ 京都府の状況

## 京都府総合計画(仮称) 2019年策定予定

### 1 将来構想

概ね20年後の令和22(2040)年に実現したい京都府の将来像を描いた構想  
～一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして～

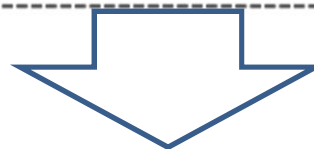
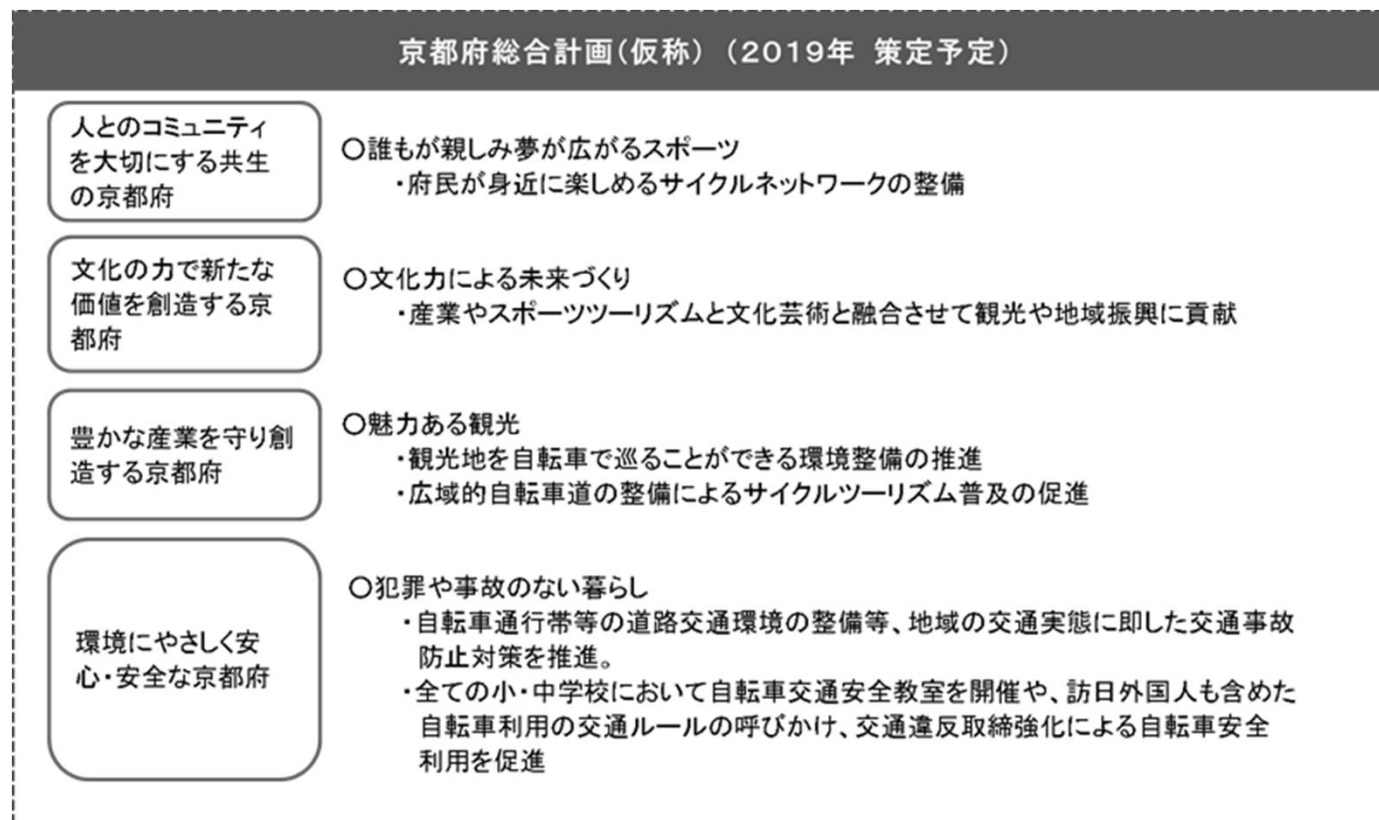
- (1)人とコミュニティを大切に共生の京都府
- (2)文化の力で新たな価値を創造する京都府
- (3)豊かな産業を守り創造する京都府
- (4)環境にやさしく安心・安全な京都府

### 2 基本計画

府民の皆さまや地域・企業等と連携し、横断的に取り組む「府民協働で取り組むきょうとチャレンジ」、地域に着目した「エリア構想」、全体を分野別に体系化した「分野別基本施策」等について、概ね4年間の取組を示した計画

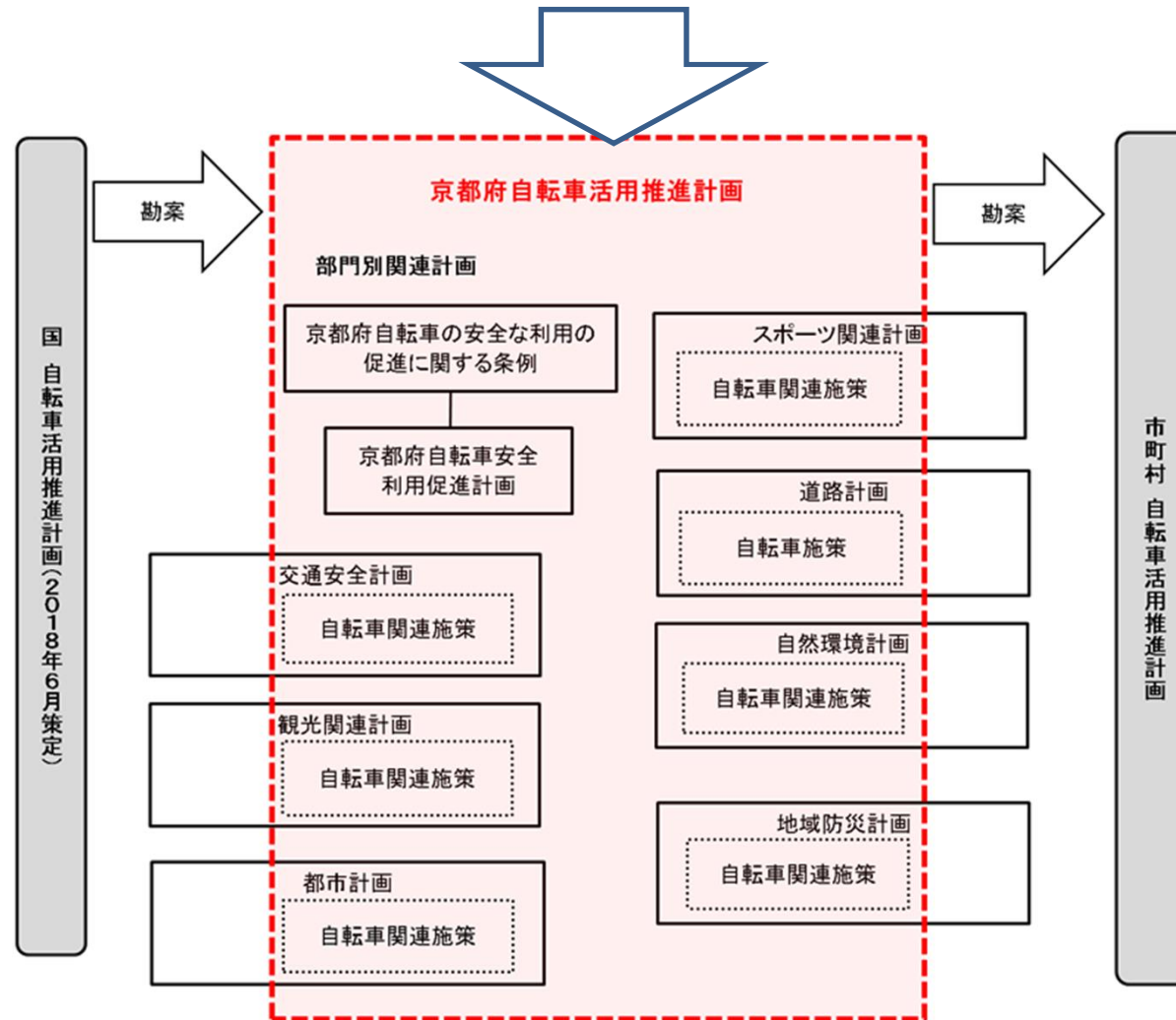
### 3 地域振興計画

山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局ごとに各地域の資源や特性を踏まえ、概ね4年間の取組を示した計画



## 京都府における自転車の活用推進

## 京都府自転車活用推進計画





## 京都府自転車活用推進計画

○区 域

京都府域全域

○期 間

長期的な展望を踏まえつつ2023度末まで

○位置づけ

国推進計画を踏まえ、「京都府総合計画(仮称)」をはじめ「京都府自転車安全利用促進計画」やその他関連計画との整合を図り、京都府における自転車の活用による地域の活性化等に向けた取組を総合的・計画的に推進するための最上位計画として位置づける。

## 🚲 目指す姿・基本理念

<京都府総合計画（仮称）>

- 人とのコミュニティを大切にする  
共生の京都府
- 文化の力で新たな価値を創造する  
京都府
- 豊かな産業を守り創造する京都府
- 環境にやさしく安心・安全な京都府



一人ひとりの目的に合わせて  
自転車を楽しく活用し、安心・安全、  
快適なサイクル環境を実現

## 🌀 目指す姿・3つの視点

### つかう

- ・自転車は、身近で便利な交通手段です。
- ・また、健康によく、環境に優しい交通手段として、京都府の暮らし、観光や賑わい創出、災害対応など、様々な場面で自転車の活用を進めます。

### つくる

- ・自転車活用の可能性が高まる中、歩行者の安全を確保し、自転車を利用する誰もが安全・快適に自転車を利用できる環境整備を進めます。
- ・また、自転車は将来の都市交通を担う重要な手段の一つとして捉え、公共交通と自転車の連携強化を図ります。

### まもる

- ・自転車を利用する人は子どもから高齢者まで幅広く、その運動能力や利用実態は様々です。また、最近は外国人の利用者も増えてきました。
- ・一人ひとりがルールを守り、お互いが安全に安心して自転車を利用できるよう取り組みます。

## 京都府における自転車の活用推進

### 実施すべき施策と具体の取組（つかう）

施策1 歴史、文化、自然を感じる  
サイクルツーリズムの推進

- ①官民連携によるサイクリング環境の整備
- ②官民連携による観光ツアーの実施
- ③自転車を活用したまちなか観光による新たな魅力創出
- ④自転車の活用による地域の魅力発信
- ⑤サイクルトレインの実施検討

施策2 サイクルスポーツ振興の推進

- ①サイクリングイベント等の開催
- ②自転車競技環境の整備促進
- ③既設競輪場や公園等の有効活用の促進

施策3 自転車を活用した健康づくりの推進

- ①健康増進の広報啓発
- ②楽しい健康づくりの促進

施策4 自転車通勤等の促進

- ①自転車通勤の広報啓発
- ②移動手段の共有（ムーブシェア）
- ③交通手段の転換（モーダルシフト）

施策5 災害時における自転車活用の推進

- ①災害時における自転車活用の推進



## 京都府における自転車の活用推進

### 実施すべき施策と具体の取組（つくる）

施策6 自転車通行空間の  
計画的な整備推進

- ①自転車活用推進計画の策定推進
- ②「自転車通行帯」に関する規定の条例への追加
- ③自転車通行空間の整備及び改善
- ④道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用
- ⑤多言語対応の案内看板等の整備

施策7 サイクリスト受け入れ体制の充実

- ①道の駅との連携

施策8 違法駐車取締り等による  
自転車通行空間の確保

- ①駐車禁止等の規制実施
- ②違法駐車取締り
- ③駐車監視員による違反車両の確認
- ④パーキング・メーター等の撤去の検討
- ⑤荷さばき用駐車スペース等の整備検討

施策9 まちづくりと連携した総合的な  
取組の実施

- ①シェアサイクルの普及促進
- ②ニーズに応じた駐輪場の整備推進
- ③ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施



## 京都府における自転車の活用推進

### 実施すべき施策と具体の取組（まもる）

施策10 安全性の高い自転車  
普及の促進

①安全性の高い製品購入につながる広報啓発

施策11 自転車の点検整備の促進

①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

施策12 自転車の安全利用の促進

①自転車安全利用5則の活用等による効果的な広報啓発

②交通安全意識向上を図るための広報啓発

③自転車運転者講習制度の着実な運用

④交通安全に関する指導技術の向上

⑤自転車通行区間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発

⑥地域交通安全活動推進委員等による指導啓発

⑦危険・悪質な運転者への対応

施策13 利用者の実態に応じた  
自転車安全利用の  
充実・強化

①幼児・保護者等に対する安全教育の実施

②学校等における安全教育の実施

③高齢者に対する安全教育の実施

④外国人に対する安全教育の実施

⑤交通安全教室の講師へ向けた講習会実施

⑥通学路周辺の安全点検の実施

施策14 自転車保険の加入促進

①自転車保険加入義務化に伴う加入促進活動



## 京都府における自転車の活用推進

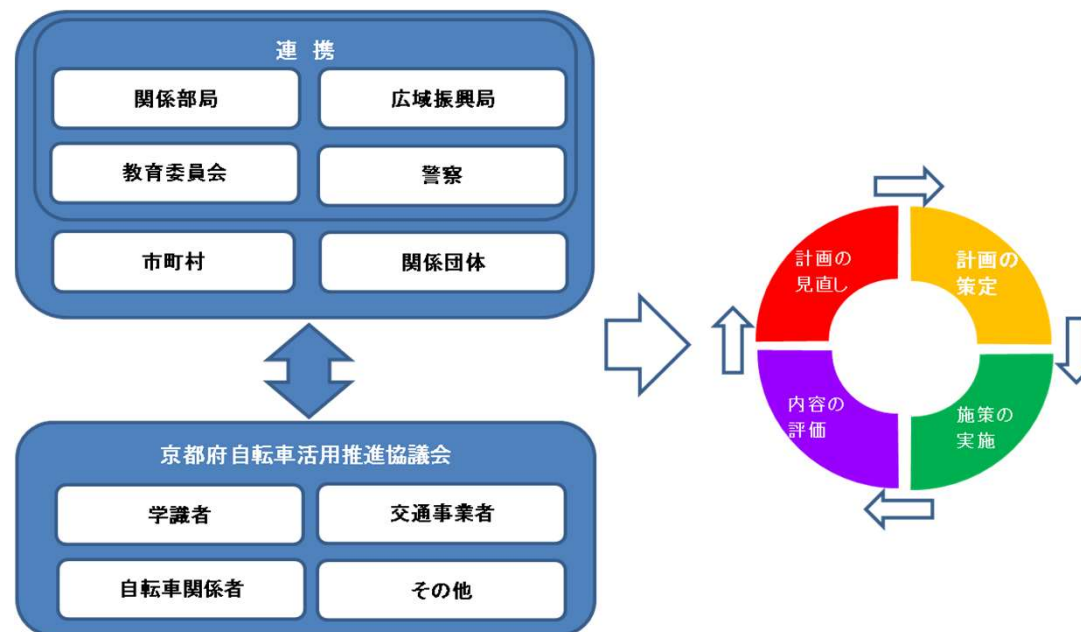
### 計画の推進とフォローアップ

#### ○関係者の連携・協力

関係部局、広域振興局、教育委員会、警察、関係団体、市町村等が緊密に連携・協力して施策の推進を図る。

#### ○計画のフォローアップ

施策を推進するため、京都府自転車活用推進チーム(仮称)を構築し、学識者や交通事業者、自転車関係者などで構成する自転車活用推進協議会の助言を頂きながら、計画のフォローアップを進める。



京都府自転車活用推進計画(素案)に対して、ご意見をお聞かせ下さい。